

## 平成 26 年度第 1 回練馬区青少年問題協議会 会議要録

日 時 平成 26 年 7 月 30 日 (水) 午後 2 時～4 時  
会 場 本庁舎 20 階 交流会場  
出 席 者 委員 28 名 (うち代理出席 3 名) 欠席委員 8 名  
幹事 0 名 書記 1 名 事務局 4 名  
公開の可否 可  
傍 聴 者 0 名

1 開会 . . . . . 青少年課長

2 委嘱状交付

区職員を除く全委員に教育長から委嘱状の交付を行った。

3 会長挨拶

(区長代理の教育長から挨拶)

この青少年問題協議会は、青少年の健全育成に関わる関係機関が一堂に会し、青少年を取り巻く様々な問題に総合的に対処するための方向を示していただく重要な場と考えております。

例年、この協議会で委員の皆様からご意見をいただき、「練馬区青少年育成活動方針」を策定してまいりました。今年度版では、昨今のスマートフォンによる被害を踏まえて保護者への呼びかけを加えたところです。また、昨年度は特にご意見をいただいて「子ども防犯ハンドブック」の全面改訂も行い、子どもたちへの薬物乱用やスマートフォンについての指導を行っております。

そして昨今では、子ども達が巻き込まれる事件・事故が多くあり、いかにして子ども達の安全を守り、子ども達の健全な育成に結びつけるかが非常に重要な課題でございます。これらの課題にどのように対処していくか、子ども達が夢を持って、努力していくことを私達が道筋をつけて示すこともこの青少年問題協議会の役割だと思っております。

いずれにいたしましても、子ども達の健全育成には、家庭・学校・地域がそれぞれに役割を果たすことが必要であり、なおかつそれらの連携が不可欠です。本日も、青少年と関わるそれぞれのお立場から、日頃感じておられるご意見をご披露いただき、様々な問題課題をご教示いただきますとともに、関係者の皆様が互いに理解を深めていただけますと幸いです。

4 委員 (および事務局職員) の紹介

## 5 副会長の選出

## 6 議事

(議長)

議題の(1)から審議に入ります。ここで(2)報告事項①平成26年度練馬区青少年育成活動方針の活用方法アンケート調査結果についてと併せて事務局から説明してください。

(事務局)

平成27年度練馬区青少年育成活動方針(案)の策定についてです。

活動方針策定までの流れは、本日、この協議会でご議論いただいた後、その内容につきまして下部機関の青少年対策連絡会に諮問し、対策連絡会では、諮問内容を元に個別具体的な検討を行った上で、活動方針(案)を本協議会へ答申いたします。この答申について本年度2回目の本協議会でご審議の上、区に意見具申いただきます。

育成活動方針は、広く周知を図るため小・中学校の全保護者および青少年の育成に関する指導にあたっている青少年育成地区委員会委員や青少年委員などの皆様に配布しています。また、区内保育園・幼稚園の全保護者および町会役員にも配布しております。

育成活動方針の活用方法については、配布の際には各学校における年度当初の保護者会において、出来る限り説明を加えながら、小・中学校の全保護者の皆様に直接配布してもらうよう学校に協力を求めることとし、青少年育成地区委員会や青少年委員会においては、勉強会などを設け、委員の皆様への周知理解と地域活動に生かしてもらうよう協力を求めています。

そのため、小・中学校長会および17の各青少年育成地区委員会総会等で育成活動方針の活用方法についてご協力をお願いいたしました。

そこで育成活動方針の活用状況を把握するため、この6月にアンケート調査を実施いたしました。結果につきましては、資料2のとおりとなっております。

小・中学校では、昨年度と比較いたしまして、配布するだけでなく様々な形でご活用していただいております。今後さらに活用方法のご協力をお願いしています。

育成活動方針について皆様からご意見をいただき、下部機関である青少年対策連絡会に諮問をし、来年度案を作成していきます。よろしくお願いたします。

(議長)

アンケート結果につきまして、ご質問ありませんか。

(委員)

各小学校とも4月は行事が多く、4月当初に育成活動方針をいただいてもあまり活用する機会がないのが実情です。私の学校では配布時期を少し遅らせて、2回目の保護者会の時に配布し、担任の先生から説明させていただいています。育成活動方針の内容は非常に良く、

保護者の方々にお伝えたいことがたくさんあります。

また、先程のアンケート結果にあった活用例等を育成活動方針に掲載していただきたいと思えます。

(委員)

練馬区はアニメの街ということで、マンガの先生が沢山いらっしゃると思えます。

活動方針の絵にマンガの先生の作品を掲載すれば、子ども達の関心もまた、異なってくると思えます。

(議長)

ありがとうございます。確かにアニメの街練馬として宣伝していますし、アニメは幅広い世代に支持されていると思えます。

(委員)

このアンケートの結果に児童・生徒への聞き取りが含まれているのでしょうか。

(事務局)

児童・生徒本人ではなく、学校と青少年育成地区委員会事務局へのアンケートです。

(委員)

児童・生徒へ直接アンケートをとるようになれば良いかと思えます。

(事務局)

基本的には学校にお願いして、今の方法で児童・生徒の意見をどう反映させるか検討させていただきます。

(委員)

育成活動方針はとても良く出来ていると思えます。今、実際に問題になるのは保護者の関心に温度差があることです。子ども達に活動方針を親に見せるように言って渡せば、保護者みんなが見るのではないかと思えます。ただ学校で配付されたものを渡ただけでは、ちゃんと読まないと思えます。保護者の立場からすると、子どもと会話をしたいと思っても、子どもからの発信がないと会話をしない親がいます。この活動方針はチェック項目を活用することで、保護者にも関心を持たせることが出来、親子の会話にもつながると思えます。

(委員)

先程の委員がおっしゃったようにチェック項目を一緒にやることで親子で会話のキャ

ッチボールをすることができると思います。

(議長)

コミュニケーションをとることは非常に大事なことだと思います。

(委員)

改めてこの活動方針を見るとバランス良く網羅されていると思います。折角このようなパンフレットを作っているのですから、アンケートの結果からは厳しい言い方ですが、活動方針が保護者にどれくらい浸透しているのかが見えません。どれくらいの保護者・家庭が活動方針を活用しているのか、活用して効果があったと感じているのか、最終的に保護者の元にどれほど届いているのかが重要です。このようなアウトカムの情報をアンケートで汲み取り、浸透度合いが足りないとか、それならばどう活動方針を改善していくかとしていけば良いのではないのでしょうか。

(委員)

アンケートの結果の中で活動方針を保護者会で活用したという学校が16校あったということで、この数字をもっと増やして欲しいと思います。保護者会の場で活用する際には是非、PTAの役員の方が音頭をとって活動方針の重要なところを説明等をしていただけたらと思います。学校から送られてくる膨大な資料の一部ではなく、PTAの方にご協力いただいて活用していただければと思います。

また、校長先生が4月当初は事業が多いというお話はもちろんだと思います。ただ、活動方針は毎年度作成されておりますので、アンケートの結果にも4月当初に児童・生徒に配らなくても道徳地区公開講座で活用している学校もあり、とても良い例だなと思います。年間の計画の中で、活用されやすい時にただ配るのではなく話をしながら配付するのがより有効な活用だと思います。

(事務局)

活動方針は活動方針の周知だけではなく、様々なチェックポイントを設けてある意味では親の啓発、ある時には親子での語り合いながら問題行動等を起こさないように予防的な意味合い、また困ったり悩んだりした時には「電話してみませんか」に掲載している所に連絡・相談したらいいですよというPR活動も兼ねて、毎年度当初に、お配りしています。周知は、年度当初だけではなく、一段落した時、出来る限り浸透できる時期にご活用していただければこの趣旨は活かせられると思います。

イラストですが、従来は文字ばかりで無味乾燥なところがありました。出来る限り低学年のお子さんから中学校のお子さんまで幅広く、絵を見ただけでご理解いただけるような取組をしています。引き続き皆様方にも見てもらえるような誌面作りの努力をさせていただきます。

印刷して、配付するだけが仕事ではありません。それから先の有効に活用していただけるというのが目的ですので今回いただきました皆様方のご指摘を踏まえて、次年度の活動方針案作りに活かさせていただきたいと思います。

(委員)

とても素敵なものが出ていますので、活動方針を保護者の方に啓発して子ども達の意識を高めていくことが重要だと思います。その意味では何度も活動方針を目にすることが必要です。学校がご多忙なのは良く分かりますが、夏休みや冬休みなどの長期休業前に生活指導や保護者会でお話があるかと思います。その時に再度活動方針を活用して、年に1回しか活用するのではなく、学期に1回は活用すること、また、地域や状況に応じて活用を工夫していただくことを学校の皆様をお願いしたいと思います。1年間の活動方針を数多く活用することで、子ども達にどのような成長があるかを見ていくことが重要だと思います。

(委員)

先程、親の啓発が必要だというお話がありましたけれど、私もそのとおりだと思います。この活動方針は非常によく出来ていると思います。あとは、どれくらい実効性のある活用をするかだと思います。最近の報道を見ていますと、マスコミは何かあると家庭を取り上げずに、学校を取り上げます。私個人の意見を申し上げると、佐世保の事件は家庭の問題だと思います。しかし、マスコミは家庭の問題を取り上げず、学校にいじめの存在を追及します。これでは学校の先生方は委縮してしまいます。最近はいじめと遊びの境界が分からなくなっているのだと思います。ですので、親の啓発ということで、何でも学校に持っていくのではなく、親を教育することが必要かも知れません。学校は十分に手厚く、過保護なぐらいです。また、私が夜警のお願いを各方面にして回った時に思ったのが、親が子に社会体験をさせようという気持ちが希薄だということです。親が子を色んな所に連れて行って、学ばせようとする気が薄いと思います。教育とは、見せて、体験させて身に付くものです。そしてPTAの方に申し上げたいのは、親の啓発、そして、子供の社会参加を促進させていただきたいと思います。

(委員)

「参加してみませんか」のページの「ジュニアリーダー養成講習会」について小学校の児童集会などの場でジュニアリーダーが活躍する場を作るとよいと思います。ジュニアリーダーがあまり知られてないので、PRにはよいと思います。

(議長)

お子さんにこういう講習会に参加していただくためには、ご両親のご理解が必要です。是非とも保護者の方にはご覧いただきたいと思います。

(委員)

小学校、中学校で活動方針を配付すると、ほとんど学校には残りません。もう少し部数が残ると学校の先生方がこれを見て、子ども達に家庭で親子で会話してくださいと学校でより細かい指導ができるのではないかと思います。学校では配付したら終わりというのが現状ですので、手元に残ることが大事だと思います。

私ども学校の活用としましては、「だいじょうぶですか？」のページをピックアップして話をしたりしています。その時に活動方針の電子版やDVDなどをいただくと、体育館で映像を流しながら説明をすることができます。これは高校だけでなく小学校、中学校でも同じかと思います。出来れば、活動方針の電子版やDVDなどを配付していただくと、何度も何度も繰り返し活用出来、広く学校、児童に活用することが出来ると思います。

(事務局)

資料1の活動方針は、約8万部配付させていただいています。今いただいた、学校にも残るようにしてほしいというご意見ですが、配布部数の工夫の中で学校にも残るように検討します。また、活動方針の電子版につきましては、区の公式ホームページでカラー版をご覧になることが出来ます。

(委員)

アンケートからは道のりが見えていると思います。私たちの取組は明るい方向へ向かっていると思います。そして家庭、学校、地域という3本の柱をしっかりと見直さなければなりません。家庭は子を産んで育てる、これが基本です。そういうことをもっと訴えてもいいと思います。その子を学校と地域が預かるわけですから、地域はもっと呼びかけていいと思います。家庭でも子を産んでそこで終わりではないのです。「チェックをしてみよう！」は親の啓発だけでなく家庭への啓発にもつながると思います。

(委員)

PTA活動として家庭教育の再建をしたらどうかと思うのです。学校は学校の役割を果たしていると思います。今のPTAの主たる問題は、学校と家庭と社会のどこに問題があるのか、まさしく家庭の問題なのです。家庭に入り込み、家庭教育の再建が出来るのはPTAしかないと思います。

(委員)

PTAとして一番大事なのは、横のつながりだと思います。町会に入らない家庭が今は多く、心配なことがあっても結局横に相談が出来なかったり、誰かが心配して口出しをする関係も薄くなっている点も多く、そういう環境が最終的にはどこに相談しても駄目だと

いうことで裁判を起こすという例もあります。その前段階で孤立した家庭をいかに作らないかが、PTAとして非常に重要なことだと思います。それが子ども達を守るという点で大切なことだと思います。PTAは孤立させない、みんなが子ども達を守るために親同士がつながり合う、それから先生ともつながり合う機会をいかにして作るかが、大事だと思います。そういう意味で活動方針は非常に便利なツールだと思います。保護者同士、お互いに助け合う形でこのツールを活用していきたいと思います。

(委員)

今、町会の加入率は4割なのです。若い人達には自分に元気があるから、町会に入らなくてもデメリットがないという考えがあるかも知れません。私も若い時はそうでした。しかし町会は、人間の情操教育において非常に資するものがあります。町会は年会費1,500円から1,800円ぐらいですので、入っていただくと大変ありがたいと思います。

(議長)

では、本日のご意見を踏まえて、平成27年度青少年育成活動方針の素案を青少年対策連絡会で作成していただきたいと思います。よろしければ、拍手でご承認ください。

拍手、承認

(議長)

それでは、議題の(2)の報告事項に入ります。①については、終了していますので、②の「青少年非行・被害防止全国強調月間」および③こども家庭部青少年課所管事業について、事務局で説明をしてください。

(事務局)

資料3「青少年の非行・被害防止全国強調月間」の取組状況について

資料4・5 こども家庭部青少年課所管事業（平成25年度実績および平成26年度計画）についての説明

(議長)

続きまして、議題(3)のその他に入ります。①の子ども防犯ハンドブックの寄付受領について、事務局で説明してください

(事務局)

資料 6・7 子ども防犯ハンドブック「こんなときどうしよう？」の寄付受領についての説明

(議長)

それでは、折角の機会ですので、少年の非行の動向について、練馬警察署からお話いただきたいと思います。

(委員)

練馬警察署管内の現況についてお話をさせていただきます。いずれのデータも 6 月末現在の上半期のものです。まず、少年補導活動については、6 月末現在で 163 件で、去年と比べますと、去年の同時期で 252 件でしたのでマイナス 35%の減少傾向となっています。内容につきましても、95%が深夜徘徊で、残りの 5%は喫煙・飲酒等になっています。ですので、練馬警察署管内の地元に住居する子ども達に関しては、今のところ重大な犯罪につながるような動向は特に見られていないのが現況だと感じています。

また、事件の検挙活動は刑法犯（下記注）に関しては、犯罪少年としまして、14 歳以上の少年の取扱が 6 月末現在で 22 件です。その内、逮捕事案については 4 件で逮捕していない所謂、任意相談の事案については自転車盗と万引きがほとんどを占めています。これについても、重大な事件には今のところ練馬警察署管内では見られていません。

逮捕事案については、恐喝や傷害、詐欺未遂ということで、詐欺未遂については今、非常に問題になっています振り込め詐欺に加担して、被害者宅まで行ってお金を受け取りに行く所謂「受け子」をしていた少年を逮捕して事件を捜査しています。この少年に関しては他府県の少年で、地元の少年ではありません。

他の管内取扱の事象は子どもに関する声かけ事案でこれもまだ重大な事件に発展するような事案という認知はしていませんが、子供が 1 人で帰っている時にちょっとこっち来ると簡単な声かけはあります。今までので見ると、単に近所の人が心配して声をかけた事案なのかも知れませんが、今はこのようなご時世ですので、声をかけられた側からすると知らない人に声をかけられましたという形の相談が今年に入って 7 件あります。

そして練馬警察署管内での暴走族や不良グループの把握は今のところありません。比較的落ち着いている状態だと思います。ただ、全体的に落ち着いてはいますが、何もないから何もしないのではなく警察としては今、夏休みですので練馬防犯協会を始め、母の会や補導員のご協力を得て、管内の補導活動等も実施して、早い段階で芽を摘むために色々と施策を練っております。

最後になりますが、施策面では各小・中学校、高校でセーフティ教室ということで、学校で犯罪に遭わないためには、子ども達自身が罪を犯さないためにはということで、指導等をさせていただいています。先程の、青少年非行・被害防止全国強調月間の重点課題の第 1 番に挙げられている「インターネット利用に係る非行及び犯罪被害防止対策の推進」

でまさに今 1 番の問題点は、インターネット利用に係る犯罪・被害です。警視庁自体もひとりひとりがインターネットに関する知識を高めるために努力しています。小学生がスマートフォンを使用しているような時代ですから、単に使わせるのではなく、使わせる親がしっかりと理解して使用させるためにも、どんどん警察の方でも犯罪に遭わないための方法や具体例をDVD等映像で説明していますので、学校だけでなく色々な団体の方が必要があれば、お声かけをいただければ私どもが出向いて、指導等をさせていただきたいと思っていますのでよろしくお願いします。

(議長)

日々、学校の校庭で色々ご指導いただきましてありがとうございます。やはり警察の方が来て、あの場でコミュニケーションをとることは子ども達の信頼にもつながることだと思います。警察と言うと敷居が高く感じますが学校に来て自転車の講習等していただいて、本当にありがたいことだと思います。他になにかありませんか。

(事務局)

本日、東京少年鑑別所様より資料をいただき、皆様に配付させていただきました。よろしくお願いします。

(委員)

東京少年鑑別所は法務省の施設でして、東京の場合は八王子少年鑑別所、東京少年鑑別所の 2 か所にあります。警察で捕まった少年の内、大体 10%から 15%が少年鑑別所に入ります。入所者数は昨年の場合、899 名で平成 15 年はその倍以上入っていましたので、最近では減少傾向にあります。

そもそも少年院や少年鑑別所は昭和 24 年に少年院法という法律で成立していますが、施行から既に 65 年以上経って古くなってきているということで、今年の 6 月 4 日に国会において新しい少年院法と少年鑑別所法が成立しました。これを契機に少年鑑別所の中身の機能的な面も強化していきたいと思っています。特にこの協議会で関連するところでは、地域の色々な健全育成や非行・被害の防止に貢献しようということで、新しい少年鑑別所法の中でより積極的に活動していくということが定められています。既に、今年度から地域非行防止調整官というのを 1 人置き、練馬区の色々な方と積極的に連携をさせていただいています。先程の活動方針の裏面に記載されている「電話してみませんか」のページでねりま青少年心理相談室が紹介されていますように、一般の方を対象にした窓口や新たな試みも積極的にしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(議長)

ありがとうございました。貴重な機会ですのでこの場でご質問のある方はいらっしゃい

ますか

(委員)

参考にお聞きしたいのですが、子ども防犯ハンドブックは小学校1年生から6年生までの全児童に配付するものですか？

(委員)

子ども防犯ハンドブックの始まりは、法人会の社会貢献委員会で発案して、それが今でも続いているものです。去年までは小学校1年生と4年生まで配っていたのが今年は全学年に配っているのでしょうか？

(事務局)

法人会様のご寄付をいただきまして、小学校1年生と4年生に例年どおり配付させていただきました。今年度に限っては、全面改訂に伴ってその他の小学校2、3、5、6年生に区の予算で増し刷りをしました。

(委員)

活動方針のアンケートについて非常に良い内容だと思います。活動方針の裏面のいじめ問題について、私は教育委員会等にいじめ防止対策条例の提案をしているのですが、練馬区での条例の作成についてお聞きしたいです。いくつかの自治体は条例を作成しています。やはり、いじめられる側を早急に保護しなければなりません。そしていじめた側ですね。ただ非難するのではなく、いじめた側にも心に溜まったものがあったり、理由があるはずです。家庭に問題があったかも知れません。そこをケアしていく体制を整えないと、悪いことをしたら捕まえて、転校させるというでは何の解決にもならないと思います。そのように舵をとらないといけませんし、そうすればまた違ってくるのかなと思います。

(委員)

いじめの問題については、いじめる側といじめられる側を二律背反の関係性をもって論じることができないと考えております。今、おっしゃったように、いじめる側も昨日まではいじめられていた側かも知れません。昨日までいじめられた側が今日たまたま仕返しをして、仕返しがいじめだと言われて、いじめの加害者になってしまうことも大いにありうる話です。単純に割り切る事が出来ないのが、いじめの問題の難しさ、深さだと思いますし、対策が難しいところだと思っています。従って、おっしゃっていただいたようにいじめの条例を作れば何が解決するのか、条例を作ることがどのようにいじめの問題へ効果があるのかを見極めないで、他の自治体で条例を作っているから作りましょうというのは、私は理屈に合わないのではないかと思います。現状、練馬区では学校の中で様々な取組を行っています。そういう意味ではまず、その取組を地に足をつけた形でやっていくというのが

大事であって、その成果の上に立って、場合によっては条例化をして、区民・地域の皆様方にある程度責任を持っていただくような状況が出てくるかも知れません。その時は条例を通してお願いをする、という段取りを踏むべきであると考えています。

そして虐待の問題もそうなのですが、虐待する側それからいじめの問題のいじめる側の子ども達に対するケアが今、非常に重要な問題になっています。それについても私はよく言うのですが、学校はいじめがあった場合いじめられた側に立つことが絶対です。しかし、いじめた側をただ断罪すればいいのか、そのような問題ではないのです。いじめた側にもしっかりとしたケアを同時進行でやらなければならないと思います。学校の方もしっかりとそれを踏まえた上で、対応をとってくれているものと思っています。今、懸命に取り組んでいますのでその取組をまた、この協議会の中でもご報告をさせていただきながら皆様のご意見を頂戴したいと思います。

(委員)

私は公募委員ということで当協議会にいますが、公募委員に応募したのは何名いらっしゃるのですか？そして公募委員に応募するための要件で写真付の履歴書、練馬区の青少年健全育成についての論文とありました。このような募集要件を設けている会議体は他にあるのでしょうか。

(事務局)

今回の公募につきましては7名のご応募があり、定員が5名ですので、2名の方については、ご要望が通らなかったということになります。募集の仕方に履歴等がある件ですが、当協議会では、青少年の問題を検討するに当たりまして学識経験者の皆様、議会の関係、各種団体それから協力関係者等、様々な方にご選出をいただいています。この36名の構成の中での5名の公募枠についても特定の分野に偏ることがないように選出をさせていただきたいと思っています。そういった意味で最小限のお願いとして履歴書のご提出をお願いしたところです。他の団体についても、公募委員はございますが、募集するに際しての団体の構成に必要なものであると承知しています。

(委員)

募集要件では写真まで必要というのに驚いています。そこまで必要なのかなと思います。

(委員)

公募委員が5名というのに驚きました。一切公募委員が無い自治体もあります。区民の声は非常に大切だと思います。写真の件ですが、自治体によって差はありますが私も写真は必要ないと思っています。

(事務局)

次期の募集に際しては、当方で履歴書の様式を作り、ご応募いただけるよう改めていきます。

(議長)

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(委員)

子ども防犯ハンドブックの裏面に記載のあるひまわり 110 番についてです。地元の小学校の校外委員さんがひまわり 110 番についての協力をお願いしますと来られました。私が協力する旨をお伝えすると外にステッカーを貼りつけてくださいました。そうしましたら、毎年のように校外委員さんが来られて、感心しています。もっとひまわり 110 番をPRすれば広まっていくのではないかと思います。

(委員)

ただ今のひまわり 110 番の件で、PTAの方々が回ってくださっていると聞いて非常に心強いなと感じました。ひまわり 110 番を設置してある家庭・事業所でどの程度、指導していただいているのかを知りたいです。例えば子どもが知らないおじさんから声をかけられたと駆け込んで来た時、気を付けてねで終わるのか、その場でどのような人相だったかを確認して 110 番をしてくれるのか、学校に連絡をしてくれるのか等、家庭・事業所がどのような意識でいるのかが分かりません。実際、共稼ぎの家庭で、普段誰もいない家にひまわり 110 番が貼ってあっても駆け込めません。私どもが一番よいと思うのが常に人がいる事業所です。例えば、24 時間営業のコンビニ等でこのような認識を持っていただけたら子どもが駆け込んで来た時の対応の仕方を指導しやすいと思います。町を歩いていると、普通の戸建ての家に貼ってありますがその家がどのような状態になっているのかを把握をしたいと考えています。実際に子どもが駆け込んで来た時の対応マニュアルがあるのかどうかも確認すべきなのだと思います。このような事をして初めて、学校で子ども達にもしもの時はここに駆け込むんだよと言えるのだと思います。また、小学校のPTAさんを通じて警察にひまわり 110 番の一覧表などをお届けいただけると警察の方でも確認ができるかなと思います。

(事務局)

ひまわり 110 番は、平成 26 年 1 月 31 日現在で 5,376 か所あります。各小学校 65 校のPTAの活動の中で、地域の中でご協力いただける家・事業所等に掲示をさせていただいています。その他に町会で実施しているところもあります。ひまわり 110 番にご協力をしていただいている方への周知方法は、マニュアルを作成し、それをPTA・実施団体等を通じて配付をお願いしています。対応マニュアルについてもより実践的で分かり易い内容

にしていけるよう、検討させていただきます。

(委員)

今年成立した少年院法・少年鑑別所法をご説明いただき、ありがとうございました。佐世保の事件で少女 2 人の人間関係や家庭環境を見ていますと、どのような鑑別・処分になるのか関心を持っています。今回この青少年問題協議会で東京少年鑑別所長のお話が聞けて、非常に良かったなと思います。

(議長)

皆さまのご協力で議題を進めて終了することができました。これをもちまして、平成 26 年度第 1 回練馬区青少年問題協議会を終了いたします。ありがとうございました。